

新潟県医師会長 様
郡市医師会長 様
新潟県薬剤師会長 様

新潟県福祉保健部健康対策課長

新潟県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実務上の取扱いの改正について（通知）

このことについて、別紙新旧対照表のとおり改正したので、通知します。

改正の内容は、下記のとおりです。

なお、県内病院、新潟県社会保険診療報酬支払基金及び新潟県国民健康保険団体連合会あてには、別途通知しています。

記

1 改正の内容

(1) 認定要件の緩和

【改正後】	【改正前】
直近12月以内に 保険 医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療（一部負担額が健康保険法施行令に規定する特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。）を受けた月が3月以上	直近12月以内に 指定 医療機関において肝がん・重度肝硬変入院関係医療（一部負担額が健康保険法施行令に規定する特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。）を受けた月が3月以上

※ ただし、本事業の給付対象となる医療は指定医療機関における入院に限る。

(2) 認定要件の緩和に伴う様式の追加

(3) その他所要の改正

2 適用年月日

令和2年1月1日

【担当】

健康対策課感染症対策係 菊田

TEL:025-280-5200

FAX:025-285-8757